

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成23年10月23日付けで行った「現在の男女共同参画推進センターの事業コーディネータが前任者から引き受けた事務引継書（相当文書を含む）」を作成していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成23年10月11日付けで埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「現在の男女共同参画推進センターの事業コーディネータが前任者から引き受けた事務引継書（相当文書を含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、平成23年10月23日付けで、本件開示請求について、「当該公文書を作成・保有していないため。」との理由により不開示（不存在）の決定（以下「本件処分」という。）を行い、申立人に通知した。
- (3) 申立人は、平成23年10月26日付けで、実施機関に対し、本件処分の変更を求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成23年12月14日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、併せて開示決定等理由説明書（以下「理由説明書」という。）の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、申立人から、平成23年12月21日に意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、平成24年1月23日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、平成24年2月27日に申立人の口頭意見陳述を聴取した。

### 3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件不開示決定処分の変更を求める。
- (2) 不存在の真否及び当否を争う。本来、当然に存在しているものと考えられる。
- (3) 理由提示義務を懈怠した瑕疵がある。
- (4) 事業コーディネータは非常勤で特別職とされているが「管理職」の役割も担っている。職員服務規程は、規則ではなく、法規には当たらず、元々義務を定めたものではなく訓示的なものにすぎない。法的な義務は課せられていない。実際には、主査級以上の職にある一般職常勤職員及び法令で義務づけられていない特別職常勤職員も事務引継書を作成している。職員服務規程第23条第1項には管理職の職員については作成するよう訓示されていると考えられる。管理職に相当する職員は、一般職の例によれば、当然事務引継書を作成することが服務上訓示されていると理解され、作成されていて当然である。
- (5) 事務引継書作成要領を新たに制定し、非常勤管理職の事務引継書作成義務を明確化せよ。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の内容について

With You さいたまは、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施することを目的として設置された県の施設であり、「男女共同参画に関する事業の総合企画及び関係機関との調整に関すること」を分掌事務とする非常勤職員の事業コーディネータを配置している。開示請求者は、事業コーディネータが、前任者から引き受けた事務引継書（相当文書を含む）の開示を請求したものである。

- (2) 本件処分の理由について

非常勤職員の事務引継ぎは一般職員の例によるとされ、職員服務規程第23条第2項により「口頭をもってこれを行うことができる。」とされており、引継文書の作成義務はなく、当該引継書は作成していないため、不存在である。

なお、開示請求者から同趣旨の請求として2010年（平成22年）4月27日に「現在の県男女共同参画推進センターの事業コーディネータが前任者から引き受けた事務引継書又は事務引継相当文書」に係る公文書開示請求がなされ、平成22年5月26日付け男女セ第103-2号の公文書不開示決定通知書により、同様の

理由から開示しない情報と決定されている。

不服申立人は、事業コーディネータは非常勤職員で特別職とされているが、管理職の役割も担っているとして、不存在の真否を争う旨主張しているが、上述のとおり、本件に関する公文書は作成していないため、不存在であり、不開示と決定した。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件処分について

本件処分は、「現在の男女共同参画推進センターの事業コーディネータが前任者から引き受けた事務引継書（相当文書を含む）」についての申立人の開示請求に対して実施機関が行った、「公文書を作成・保有していない」ことを理由とする、公文書不開示の決定である。これに対し、申立人が、本件開示請求に係る公文書は本来当然に存在していると考えられるものであり、不存在の真否を争うとして、本件処分の変更を求め本件異議を申し立てており、当審査会としても、本件開示請求に係る公文書の作成の根拠を含めて、その存否について以下検討することとする。

### (2) With You さいたまの事業コーディネータ及び事務引継ぎについて

男女共同参画推進センターの事業コーディネータ及びその業務について、実施機関からの聴き取り等から次のことが認められる。

#### ア 事業コーディネータについて

男女共同参画推進センターの事業コーディネータは、非常勤の特別職の公務員であり、「男女共同参画に関する事業の総合企画及び関係機関との調整に関すること」を職務として行い、男女共同参画に関する深い専門的知識と豊富な経験及び幅広いネットワークを活かして、機動的に活動することを主として期待されており、また、職員に対して助言・指導、業務支援、進行管理を行うなど管理職の役割も担っている。

#### イ 非常勤職員の事務引継ぎについて

ところで、事業コーディネータを含む非常勤職員の事務引継ぎについては、「非常勤職員取扱要綱」の「第10 服務等」により、一般職員の例によるとされている。また、埼玉県職員服務規程第23条により、「職員は、退職、休職、転任等を命ぜられた場合は、事務引継書（様式第18号）により、速やかに後任者又は所属長の指定する職員に担当事務を引き継ぎ、その結果を所属長に報告しなければなら

ない」とされるが、同条第2項では、「前項の場合において、埼玉県行政組織規則（昭和42年埼玉県規則第1号）第188条及び第192条に規定する職にある職員以外の職員にあっては、口頭をもってこれを行うことができる」とされている。

(3) 本件開示請求に係る公文書（事務引継書）の存否について

実施機関は、本件開示請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）が不存在であることについて、事業コーディネータが非常勤職員であることから、上記の「非常勤職員取扱要綱」の「第10 服務等」及び埼玉県職員服務規程第23条2項に基づき、「口頭をもって」引継ぎを行ったことにより、本件公文書を作成しなかったためであるとの説明を行っている。

しかしながら、申立人が主張するとおり、事業コーディネータは非常勤の特別職であるが、「管理職」の役割も担っており、一般職の例によれば、部長等の管理職に相当する職員（埼玉県行政組織規則第188条及び第192条に規定する職にある職員）は、引継ぎに際しては口頭によるのではなく当然事務引継書を作成する方法によりこれを行うものとされていることから、事業コーディネータは、例え非常勤であっても事務引継書を作成する方法により引継ぎを行うのが相当であると解される。とりわけ、個人の能力や資質にゆだねられている本件コーディネータのような職においては、個人の事業遂行実績が尊重される分、継続性に留意しなければならないが、その必要性は高いものと思われる。もとより、事業コーディネータ個人のやり方が必ず引き継がなければならないわけではないが、県民は、「男女共同参画事業」につき、継続的に発展することを望んでいるのは明らかであり、事業コーディネータの交代に伴う事務の文書による引継ぎは重要である。

もっとも、実施機関は、事業コーディネータの交代に際して、引継ぎを一切行っていないわけではなく、「非常勤職員取扱要綱」、「埼玉県職員服務規程」に基づいて、口頭による引継ぎを行っていたことが認められる。したがって、本件公文書が不存在であることが誤りでないことに加え、本件公文書が作成されなかったことは、今後、改善が必要であるとしても、不当とまではいえない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

大橋 真由美、尾崎 康、野村 武司

## 審議の経過

年 月 日	内 容
平成23年12月14日	諮問を受ける（諮問第225号）
平成23年12月14日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成23年12月21日	異議申立人から意見書を受理
平成24年 1月23日	実施機関から説明及び審議（第二部会第71回審査会）
平成24年 2月27日	異議申立人から意見陳述聴取（第二部会第72回審査会）
平成24年 4月20日	審議（第二部会第73回審査会）
平成24年 6月 1日	審議（第二部会第74回審査会）
平成24年 6月26日	審議（第二部会第75回審査会）
平成24年 7月27日	審議（第二部会第76回審査会）
平成24年 8月24日	審議（第二部会第77回審査会）
平成24年10月26日	審議（第二部会第78回審査会）
平成25年 1月10日	答申（答申第179号）